

Title	わが社会保障制度と生活保障体制（下）：わが国における生活保障体制の特質について
Sub Title	Social security legislations and system of measures for securing minimum standard of living Japan
Author	藤林, 敬三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1948
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.41, No.9 (1948. 9) ,p.514(22)- 526(34)
JaLC DOI	10.14991/001.19480901-0022
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19480901-0022

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

わが社會保障制度と生活保障體制

7

藤林散

1

十一

1

労働組合とは何であり、労働組合の本來の機能がいつこにあるかは、本論の問題外のことである。

の機會に取りあげることするが、これについての見解の如何を問はず、組合の満す經濟的な機能からいえば、勞働組合は何よりも先づ對雇主の關係において組合員の利益を護らうとする。そしてこの點と並んで、或はある意味においてはこの點と重要なかかわりを以つて、勞働組合は組合員に對する生活保障のために色々な努力をする。ウェーブは英國勞働組合の經驗に省みて、勞働組合が「凡て同職者の貧窮に陥ることなきを保證する設備は、雇主が彼等の困窮に乗ずるを防ぐの用を爲すのである」（註一）といつてゐる。

手當養老扶助金等が國の社會政策の手において、各々社會保險化されるに従つて、それだけ勞働組合における相互保險的機能の意義は減殺されることとなる。謂わば勞働組合における相互保險的機能は國の社會保險に置き換えられて行く。しかしながら二つのことを注意する必要がある。一つは社會保險の發達が勞働組合における相互保險的努力に置き換るとはいえ、それが勞働組合に於けるこの種の努力によつて促進されるという點である。そして第二に、社會保險の發達は直ちに勞働組合におけるこの種の努力を全く無意義にするのではなく、時にこの組合の努力が社會保險制度の不充分さを補い、或はまた一般的にいつて、社會保障制度の不充分さを種々に補填し得るし、且つこうすることによつて組合員の生活はよりよく保障され、組合存在の經濟的理由がより多く満されることとなる。

さて、勞働組合における組合員のための生活保障的努力について、極く一般的には以上のようについてが可能であるが、わが國の勞働組合におけるこの種の努力は一體どんな状態にあるのだろうか。これを概括的にいえば、事情は次ぎのようである。戰前の場合も戰後の今日も、わが國の勞働組合における共濟組合的活動は至極微弱である。しかも戰前に較べれば、戰後今日のわが勞働組合にあつては、その共濟組合的活動はさらに一層微弱である。例えは、各勞働組合の規約についてみると、その組合の目的の一項目として、組合員の生活援護、福利厚生の増進、或は就職の斡旋、失業の救濟等を明示するものがないではないが、これは極く少數の例に過ぎない。そして敢えていえば、この點に關する勞働組合の努力の實情は、たとえこのよくな目的の明示があつても、このための努力が必ずしも充分基礎づけられるようになつてゐるわけではないし、またこの目的の明示がなされていなくとも、時に應じて多少の共濟的活動が行われるのがその現状である。かくして概じていえば、今日わが勞働組合においては、計畫的、恒常的な共濟的活動が行われること少なく、僅かに臨機應變の措置としての努力が多少拂われるに過ぎないとみていいだろうと

思う。むろん労働組合の第一次的目的が共済組合的活動にあるのではないことはいさまでない。（註一）しかし副次的には、現に労働者の置かれている状態に照してみて、共済的活動がもつと積極的に配慮される餘地は多分にある。にも拘らず、右のような實情であるといふ點に、わが労働組合の特質の一面向が窺われるのである。

かくわが労働組合における共済的活動については殆んどみるものがないということは、他方、國の社會政策の發展において大いにみるべきものがある、という事實に對照されるのではない。そしてここにわが生活保障體制の特質が明かに現われているともみられるのであるが、然らばこのような事態は一體どこで支えられているのであらうか。既に述べたとてゐる所を顧みていえば、國の社會政策は素より、經營の社會政策も亦同様に、労働者に對する生活保障を充分にしてはいない。しかも労働組合がまたこの點で大いにみるべき努力を拂つていないとすれば、労働者の生活不安はどこまで取り除けられようとするのであらうか。いうまでもなく、社會事業の手に救われるか否もなければ、個人的緣故關係において救われるか、この孰れかである。そして何れかといえば、この二つの點は生活困窮者にとつては正に二者擇一的狀態にある。即ち、全く何等の個人的緣故關係における救護も受けることのできない人々、謂わば全く身寄りのない者、或は世の落伍者だけが、社會事業の手において救われようとする。いい換えれば、個人的な緣故關係を辿つて多少の程度において救われる途のある人々は、一般に社會事業の救護を受けようとする。これがわれわれの場合の普通の狀態である。そこでわれわれは本論の結論に達する前にさらにこの個人的救護、乃至扶助關係について多少の検討を加えてかかる必要がある。

註一 ウエップ著 高野岩三郎譯 産業民主制論 一九七一八頁

註二 わが労働組合法においても、その第三條第三號において「共済事業其の他福利事業のみを目的とするもの」は、労働組合と

見做さないことが規定されている。

七

ここで最後に第五の問題點として、われわれ相互の間ににおける個人的な救護關係、或は相互扶助關係について、多少の考慮を加えてみたいと思う。

偶々右にも一言觸れて置いたように、われわれの場合には、人々の間ににおける個人的な救護關係は、社會事業と共に、社會政策において充分救護されず、それかとつて労働組合の手によつても援護されることの薄い人々が結局受け容れられるところであり、さらにそれは多少ともに社會事業と二者擇一的な關係にある。しかしながら何れかといえば、われわれの場合にはこの個人的な救護關係の方が稍々一般的であつて、しかもそれが案外強靱であることが、一方では社會事業の手に救はれる人々の數を意外にも渺ないものたらしめ、同時に他方ではこの個人的な救護關係が社會政策の未熟さやまた労働組合における共済的活動の輕視と密接な相互關聯を保つてゐる所以であると考へられる。ところで、今ここで問題であるわれわれの場合の個人的な救護關係とは、一體如何なるものだらうか。一言にしてこれをいえば、それは廣い意味での家族主義的關係の現われに他ならないのであるといつていい。しかもここで謂ふ家族主義的關係とは、夫婦、親子、兄弟から、さらに親戚といふ具合に、比較的に狭いそして近い範圍の血縁關係に據る狹義の族主義的關係は素より、なおこれ以外に、朋友、知人、近隣、同郷の人々といふように、交友と地縁關係に基づくもの——これを廣義の家族主義的關係として取りあげていいのであらうが——を含めて、われわれの考察の対象となされ得るものである。われわれの場合には、凡そこのような家族主義的な關係を地盤として、生

活困窮者の比較的多くのものが救濟されるに、現に今までに救濟されて來ていた。しかもかかる家族主義的な個人的救護が稍々廣く一般的に存し、生活窮乏者、一世の落伍者が結局ここに安易にして保據し得る生活の寄り場を求める限り、このことは一方では生活窮乏の事實を所謂社會問題として社會の表面に露呈せしめるというよりは、寧ろそれを社會の表面には出さしめず、比較的に狭い範圍の個人的な關係の裡に埋没せしめることとなる。かくしてまた同時に他方では、このことが、それだけに社會政策の進展を引き留めて來たともいえるし、さらに労働組合をしてさえ、相互の生活窮乏の緩和を餘り多く考慮せしめないようにして來たのだとみられる。但し、むろんその社會政策や労働組合の共濟的活動との關聯は單にかく一方的であるのではなく、その各々兩者は相互關聯的なものと解すべきであるが、一應、家族主義的關係といふわが國民の主體的性格からみれば、右のようにもいうことが出来るであろう。

さて、ここでわれわれは右にみたところを聊か具體的に検討してみると、失業の問題にどうぞおどりて見てみる。過去においてわが國に失業保險制度が確立されていなかつたことが、從來屢々識者の大いに遺憾とするところとなつており、且つまたそれがわが國の社會政策の發展の微溫的に過ぎることとしよう。例を假りに失業の問題にどうぞおどりてみると、われわれはここで右にみたような一般的な結論に達せざるを得ないのである。即ち、過去において、われわれの場合にも失業保險制の確立が一部に問題とされたこともあるし(註二)、特にまた實際問題としては、昭和五、六年の世界的な不況期に際しては、わが國の失業者が二百數十萬にも及んだとされ推計されてゐる。(註二)むろんこれを同時代の他の國々の場合に較べれば、若干程度の差はあるが、既にかくの如く失業苦難の時代、當時の所謂就職難の時代をわれわれも亦これを充分に意味する(註三)。

事態は凡そかくの如くであつた。そしていうまでもなくそれは單に失業の場合だけに限つたことではない。生活上の總ての事故が各々多少とも人々の生活を壓迫しそうであり、また事實そうである場合には、人々は先づ好んで個人的關係に於ける救護にその逃れ途を求めようとし、またとえ舊來からの風習は既に多く褪色し、また變化しつつあるとはいえ、なおこれが人々の間において稍々強く習俗的には認せられて來ている。そこでわれわれの間に於けるこのような社會的關係を基礎として考へれば、わが生活保障體制が社會政策の發展に、また或は人々相互の間における共濟組合的活動の進展に未だ重心を置くに至らないのも洵に當然であるといえるし、さらに反対に、社會政策が國民の生活保障の確保のために未だ積極的な歩みを示さないことが却つて益々人々をして、時代の推移にも拘らずなほ依然として、舊來からの家族主義的な個人的關係の裡に生活の最後の據り所、生活危機に對する安全瓣を求めているのでともいえる。以上のようにして、われわれはここで凡そ次ぎのようないふことが出來よう。即ち、家族主義的な個人的救護關係は社會政策の發展は素より、労働組合における共濟的活動の進展とも密接な相互關聯の裡にありな

がら、現にわれわれの場合の人々の生活保障體制の構成においては、前者は後の二つのものよりもより一般的、基底的であつて、同時により大きな重みを擔いつつあるものと見ていいであろう。

註一 この點については、例えば次のものを参考にせられたい。

森田良雄著 失業保険論(大正十四年刊) 第二章

註二 美濃口時次郎著 人的資源論(昭和十六年刊) 二七一页以後

註三 戦後漸く失業保険制度は確立せられるようになつた。

しかし今のところ、これがどれだけ社会保障の意義を満すようになるか、輕々には斷じ難い狀態にある。例えば、立派に失業

以上、われわれはわれわれの場における労働者、延いては國民一般の生活保障體制の構造上の特質を、その五つの構成原理の各々に就いて、甚だ粗略であつたがこれを聊か明かにして、そこで今これを總括して、われわれの論究の結果をここに再確認して置きたいと思う。

われわれの場合の生活保障體制は既述の如く國家の社會政策、經營社會政策、社會事業、これに労働組合における共濟的活動、そして最後に家族主義的個人的關係の五つの謂わば支柱によつて組み立てられている。しかしこの五つの支柱ともいえる、構成原理に對してさらに若干の考慮を加えてみると、ここで凡そ次ぎのような意味において、最後のものと他の四者とを區別することが寧ろ適當であるのが、先づ何人にも容易に理解されることとなるであろう。

即ち全體としての生活保障體制は最後のものを一般的な國民的、社會的地盤として、その上に専ら前四者を生活保障體制の制度的原理と呼ぶことにしては、最後のものは生活保障體制の國民的——或は社會的——基底原理であると稱してもいいであろう。そして右にいうように、われわれの考究の結果からいえば、われわれの場合の生活保障體制は、その國民的基底原理の特質、即ち、その所謂家族主義的な救護關係が、稍々廣く且つ強靱なものとして人々の間に存していることによつて、制度的には著しく不満足なものであり、案外貧弱なものとして存していふとみられる。かくしてわれわれの場合に問題となり得る社會保障制度は、このようなわが生活保障體制のなかで素々極めて貧弱なものとしてのみ存し得るのであつて、従つて社會保障制度の發展を期待しようとするなら、いつでもわれわれはこれを含み、且つこれを基礎づけているところの全體としての生活保障體制の變化を望まねばならない。そして少くとも從來、この點に重大な考慮が拂われることがとかく缺けていたことに、われわれの大いに反省すべき點がある。さて、しかしここで以上のわれわれの検討に對して、幾つかの問題點を摘出することとしたい。

第一に、わが生活保障體制の制度的諸原理が著しく不満足なものであるということは、その各々が、またそこで構想されることがある社會保障制度にしても、未だ國民の最低生活の維持という明確な基準の上に置かれていないこと、これは人々の最低生活の保障が目標とされていいるよりは、寧ろ聊かそれ以前のものが問題とされているといつていい。謂わば偶然的な生活事故の發生に起因する生活の不安と窮乏に對應するものというよりは、それはさらにもつと一般的な生活不安と恒常的な困窮の狀態とを幾分か緩和しようとする社會的必要の最少限度を目標とするに過ぎないものであるともみられる。しかもこのような事態がわが労働者の高賃金の收得によつて相殺されているのではな

く、寧ろ反対に生活不安を除去することのできない低賃金と、それが關連しつつ同時に存在している。そしてこのような低賃金の存續は、これを仔細にみれば、それがわが労働者の間ににおける家族主義的關係の生活基底と決して無關係では有り得ないという點で、何人にも容易に額がれるであろう。そこで問題は次ぎのようになる。即ち、わが生活保障體制の制度的諸原理の貧困さ、賃金の低額、人々の間ににおける家族主義的相互救護關係、この三者が相互に密接に結び合つてゐる。従つてこの孰れの點を問題とするに際しても、われわれが常にそれ等の相互關連を充分よく考慮に入ることなくしては、問題は決して明かにされることはない。

第二に、わが生活保障體制の制度的諸原理が至極貧弱な内容しか持つていないと、延いてはそこで構想される社會保障制度がまた恐らくは甚だ不満足なものとならないとは限らないということ、このようなことはまた次ぎの點とも重大な關連を持つてゐる。即ち、生活保障體制の制度的諸原理が各々内容的には至極貧弱であるといふことは、既に述べたところからも明かなように、その各々が相互に關連し合つてゐる以上により強く人々の間ににおける家族主義的救護關係と關連してゐることを意味してゐる。この結果、制度的諸原理間の相互關連はそれだけそれの意義を減殺されることとなつてをり、従つて稍々バラバラの、不統一の狀態にある。事態がこのようであるとすれば、このような事態の上で制度的に、われわれが人々の最低生活を明確に保障されることを期待するにしても、それは甚だ容易ではないということになる。そこでわれわれにとつて重要なことは、國民生活の最低限の保障のために、生活保障體制の制度的諸原理の綜合的、統一的、體系的關連を積極的にとりあげることである。社會保障制度の確立が、このわれわれの期待を満すべきものであるのはいうまでもないが、ここで繰返し指摘しなければならぬ點は、これがためには何よりも基底的原理である個人的救護關係、人々の間ににおける家族主義的相互扶助關係が從來のように生活保

障上大きな意義を持つてゐることが反省されねばならぬということである。いい換えれば、全體としての生活保障體制の構造における重心の位地が、その基底原理から制度的原理へ、いうまでもなく國の社會政策の發展へ移されて行かねばならない。

第三に、なおここで低賃金の問題に一言觸れながら、右の第二の結論を聊か補足したいと思う。既に明かなように、わが生活保障體制の基底においては、人々は相互に強い家族主義的相互扶助の關係に立つてゐる。しかしこのことは決して生活保障の制度的貧困さを償つて實質的に餘りあるものというのではない。寧ろ事實は反対であつて、ここでは常に必ずしも比較的富める者が困窮者を救護するというのではなく、既に自らも亦貧しいにも拘らず、互に不足勝ちなものを分ち合う、といふ狀態が存じてゐる。かくして全體的にいえば、わが労働者はその相互の個人的な家族主義的關係のうちに生活の最後の、且つ最大の安全瓣を見出しえるとはいひ、それはそこで彼の生活の最低限が易々として確保されるといふ狀態を決して意味してゐるのではない。従つてこのような状態は、概していえば、個々の窮乏者がその個人的な關係を辿つて、他の必ずしも豊かなならざる人々の生活の多少の犠牲において救われる事を意味しているともみられ得る。これをさらに言葉を換えていえば、それは多くの人々の間ににおける窮乏状態の波及であり、謂わば大衆の窮乏化である。そしてこのような状態が極力防止されねばならないことは、今さらここに指摘するまでもないことであつて、この點からいって、先きの第二の點の結論を何人も支持しなければならぬであるう。

第四に、さらに右の第二の結論を支持するためには、なお多少のことが検討されねばならない。即ち、生活保障體制の重心を制度的な原理に移すにしても、それを國の社會政策に移すとの理由はどこにあるのだろうか。これは確かに答えられねばならない點である。既に述べたところの、生活保障體制の構成諸原理間の相互關連のうち、その相

五の代替關係からいえば、當然孰れかの原理に重心があることが寧ろ安定的であると考えられる。しかしながらその相関連は同時に相補的關連でもあり得るので、結局制度としての生活保障體制は、その制度的原理の孰れかに重心が置かれた諸原理の相補的關連として現われることが望ましいであろう。そしてこの意味では、制度としての生活保障體制には、わが國の場合のようなものを一つの極端な例として、この外に(1)國の社會政策に重心を置くもの、(2)經營の社會政策に重心を置くもの、(3)社會事業に重心を置くもの、(4)労働組合の共濟的活動、或はまた人々の集團的生活の孰れの型の生活保障體制が、現に歴史的に可能であるかは、その各々の國において異なるといつていい。——これが如何にして異なるかは、各々の國民經濟の特質に關連する經濟的な問題であるが、この點は姑くさての問題外としなければならない。——ところで、われわれの場合にもが生活保障體制の特質に顧みて、何故に國の社會政策に重心が移されねばならぬであろうか。理由はもはや簡単である。

(1) わが労働者の低賃金のために、労働組合における共濟的活動に多くの望みをかけ難い詐りではなく、英國の労働組合の例にも明かなように、組合における努力がやがて國の社會保障的努力に代替せられるのが、正常な歴史的發展を示すものとみられるであろう。そしてこれが正常な發展と見做される所以は、このような形においてより一般的に生活保障の効果があげられるからである。

(2) 社會事業に重心が置かれる行き方は、社會主義的には寧ろ大いに歓迎されるであろうけれども、われわれがこのような方向に向つて努力を拂つて行くべきものであるとしても、當面の社會經濟狀態からいえば、寧ろこれを回避することが賢明である。蓋し社會事業的諸努力に重心が置かれることは、少くとも今日の狀態では、低賃金狀態とより密接な關連を持つていると考えられるからである。

(3) かくて残された問題は經營社會政策に重點が置かることの可否であるが、少くともわが國の過去及び現在の狀態から判断すれば、この點は寧ろ問題外であるといつていい。蓋し經營社會政策の發展は經營間に相當著しい差異を生ぜしめていいるし、經營社會政策の展開によつてわれわれの期待を満して下れるものは餘り例多くはないし、さらに比較的少數のこの種の進歩的、開明的經營における經營社會政策の展開も、よくこれを吟味してみると、實質的には大いに信據し得るという程ではないし、またこの上に甚だ警戒すべきことは、經營家族主義の美名の下に、客觀的制度的實質的諸努力の不充分さがごまかされる懼なしとしないからである。

以上のような諸理由に基づいて、われわれの場合には、今後國の社會政策に重心を移すよう、充分の反省と努力が加えられることが望ましい。

第五に、既に幾回か繰り返して述べて來たように、今やわれわれの場合にも社會保障制度の確立が明確な問題として取りあげられつつある。戰後漸く失業保險制度を持つようになつた今日のわれわれにしてみれば、これによつて一應社會保障制度の確立を問題にしある足場を持ち得たことになつてゐる。しかし制度は單に外形的にのみ整備されてこと足るものでは決してない。英國では本年七月五日を期して、戰時中の所産であるヴィバリッヂ案以來の社會保障が、新設の「國民保險省」を中心に、國民保險、產業災害保險、家族手當、國民健康事業、國民扶助の五つの制度を總括して愈々全面的な實施の段階に入つたとのことである。(註一)洵にうらやましい限りである。しかしこのためには、英國では既にこの數年來著々準備的な努力を積み重ねて來ていたのである。これと同じように、われわれの場合にも亦、社會保障制度の確立のためには色々な準備的努力が積み重ねられねばならないのはむろんのことであるが、

なお最後にわれわれの重ねて留意すべき點が正に次ぎの點にあることを、何人も忘れてはならぬであろう。即ち、われわれの場合の社會保障制度の確立は、わが生活保障體制の從來からの歴史的特質の決定的な變革を前提とする。そしてこれが私の本論における結語であつて、私自身はこの結語が現實に満されて行くことの甚だ容易でないことを、特に一般に反省して貰ひたいと思つてゐる。

註一 社會保險時報 第二十二卷 第九號 三一頁 參照

附言 本稿はもと昭和二十年八月中旬、恰度われわれの敗戦の時に一應脱稿したものであつたが、この度これに若干の筆を加えて、ことに初めて公表した次第である。素々本稿における私の企圖は、わが國における生活保障に関する各方面の事實

を充分検討し、これによつて本論のよろなものを骨組みとしてこれに内づけることにあつたのであるが、本論だけでも既に相当の紙数を費したので、この點はさらに別の機會に補正したいと思つてゐる。

(昭和二十三年十一月八日 加筆稿了)

生糸恐慌と製糸業労働者の労働條件 (下)

金子八郎

次に労働時間について簡単に考察する。

大正十四年より實施の改正工場法にあつても、その十一時間原則は製糸業にあつては大正二十年(昭和六年)迄の猶豫期間が附されてゐたことについては既に誌した所である。然るにこの労働時間短縮に對し最も強烈に反対した製糸家も、打續く生産過剩のために頻りに操業休短縮を實施する一方、昭和五年五月二十七日蠶糸業同業組合中央會總會の決議の第一項に次の事を規定するに至つた。^{註(1)}

(一) 現行法ニヨル器械製糸工場ノ就業時間正味十一時間ヲ正味十時間ニ短縮シ、昭和五年六月一日ヨリ實行スル様、法令ノ改正ヲ政府當局ニ要求スルコト、^{註(2)}

勿論これは直ちに許可せられ施行せられた。

斯かる表面的な動向にも拘らず、「製糸業者中には法規の許容する範圍内に於て就業時間の延長をなすもの少な

く」なく、工場法第八條第三項による就業時間延長の認可件數は二四件に及んでゐる。^{註(3)}